

令和4年度 第2回四條畷市補助金制度在り方検討会 議事摘録

- 日 時 令和4年6月28日（火） 10:00～12:00
- 場 所 四條畷市役所 本館2階 ミーティングルーム
- 出席委員 = 5名 : 辻委員、施委員、上野委員、西尾委員、増田委員
- 欠席委員 = 0名
- 傍聴者 = 2名
- 事務局 = 3名 : 西野市民生活部次長兼地域振興課長、奥地域振興課主任、長江地域振興課主任

| 担 当  | 内 容  |
|------|--|
| 事務局  | <p>本日は、公私ご多用のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。お時間となりましたので、ただいまから第2回四條畷市補助金制度在り方検討会を開催いたします。</p> <p>では、審議に入ります前に、まず、定足数の確認について、事務局からご報告いたします。本日は、委員5名中、5名の委員にご出席をいただいております、過半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>なお、本日も円滑な進行にご協力いただき、概ね1時間30分から2時間、遅くとも正午までには、会議を終了させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。</p> |
| 辻委員長 | <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、案件1でございますけれども、前回検討会の振り返りについて、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>はい。それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>まず、前回の振り返りということで、お手元の資料番号1番、第1回検討会の主な検討概要についてをご覧ください。こちらは前回議論いただい</p>   |

た内容について、7点ほどに分類してまとめた資料となっております。

まず1番のこれまでの申請件数についてでございます。ご意見、議論いただいた内容としては、創設当初から減っている現状であるが、必ずしも減っていることが市にとって良くないことではないととらえるべきである。

また、団体等によって運営上あえて用途の制限がある補助金を欲しいと思っていない場合もある。ラジオ体操など団体が行政に頼らず、自立的に活動されているケースも多々あるととらえるべきであると。

また、資料には記載されてないですけども、新型コロナウイルスの影響も多分に受けたところはあるかなというふうに、前回の概要としてはご意見があったところでございます。

次にイベントの協力事業に係る併用についてでございます。ご意見としては、協力については市の人や予算を出さないということなので、この制度に併用することは問題ないと考え、本要綱の第2条第3号の前半部分については、事業に対する市の協力が、実施する団体の主体性を損なうものとは考えにくい。また本要綱の第2条3号の後半部分については、制定時、そこは意識したわけではないと考える。市の着ぐるみを使ったら駄目というのは気持ちとしては納得がいかない。

独立自立的というのは柔軟に解釈できれば、後半の書き方趣旨については検討した方がいいと思う。また、本要綱の第3条第9項にも同じことが考えられる。

そもそも補助金は税金である。補助対象となった事業に対して、市が可能な範囲で支援することは何も問題ないと考える。逆に積極的にすべきであると考えます。

あと、市が人的支援、財政的支援を行わない範囲での協力であればこの補助制度と併用してもいいのでは考えるとのことでした。

次に3、毎年度ごとの審査を受けることについてでございます。3年ワンセットで採点をするという考えもあるが、他市の状況を見ても、やはり毎回プレゼンテーション審査を行っている。ただし高齢者が多いのでその

助けは必要ではないかと考える。

プレゼンテーションは手間であるが、補助金の透明性、アピールにも必要で、金額によってはという部分もあるが、透明性確保の部分でどうかと思う。補助金という性質上、法律等予算という形式的な観点からは、毎年の審査を受ける必要があると考える。団体等からしても、毎年審査、及びチェックしてもらえの方が、緊張感があっていいのではと考えるとのことでした。

次にプレゼンテーションについてでございます。負担にとらえると考えられる方がいるのはわかるが、プレゼンテーションを行うことで、事業の宣伝になる。事業内容を改めて整理することになり、ブラッシュアップされることになる。自主性、自立性の観点から、事業の継続のことを考えると、プレゼンテーションが苦手な人においては、話が上手な人を巻き込むということも大事になっているので、そこまで負担に考えなくてもいいのではと考える。補助金における透明性の観点から必要であると考えとのことでした。

次に、補助対象経費における備品の取り扱いについてでございます。備品においては補助が適当なものと適当でないものに分けることが運用上困難であるが、一定補助してもいいと考える。高額な備品があると、プレゼンテーション審査時に事業の内容よりも、備品のことばかりに議論が集中してしまう可能性がある。事業の良さや、事業に対する考え方などの観点がなくなってしまうと考えられる。次に、スタートアップ時は認めてあげてもいいのではと。また、事業をやめた場合の取り決めなどを検討すべきと考える。備品は用途が変われば返還という法律もあると思うので、金額というよりも用途が違くと返してくださいとにならないようにしたい。そのあたりは国の法律も含め調べた方がいいと考えるとのことでした。

次に6、補助率についてでございます。団体等の自立の観点から初回をあげて徐々に逡減していくという仕組みも良いと思われる。例えば、1年目は100%、その後75%、50%としていく。現状のままでも違和感はないが、一方で自立性の観点から毎年補助率が下がっていても違和感

ないかなと感じている、とのこと。

次に補助上限金額についてでございます。近隣市に比べ少し高額の設定になっているが、このまま上限200万というのはいいと思う。市外の非営利活動を誘致するという意味では近隣市よりも上限が高いというのは強みになる。上限200万というの、他市を見ても高い、これまででも最高で85万円なので、他はコロナで中止になっていて一概に上限をどうするかというのもあるが、若干高いかなと思う。

現状の上限額で特に違和感はないかなと感じる、とのこと。

その他8として、プレゼンテーションは、事業の宣伝ということを見ると、市からもう少し積極的にこの制度や事業をPRするというのも必要と考える。

事業においては自立性が大事であり、いかに協力者を巻き込んでいくかが求められると思われる。その辺を考えると、個人申請は難しいのではない少なくとも2年目以降は団体の方が良いと考えるとのこと。

以上が、前回検討会の振り返りの説明となります。

辻委員長

ありがとうございます。ただいま、事務局から前回検討会の振り返りの説明がありました。

私の方から補足の説明をさせていただきたいのですが、この1番目の、3年1セットで採択するという考えのところですが、少し誤解があって、どういうことかいうと、この3年で自立するっていうのが目的の補助金であるならば、3年をまとめてどう計画しているかということについて、それを検討し審査する。補助金自体は、毎年単年度でそれぞれ審査、プレゼンテーションで進捗の確認を行い、来年度もきちんと計画通りにしましょうなど、そういうことを審査した上で、いわゆる資金提供を行う。そういう趣旨ですから、最初の審査で3年分全ての資金を、保証するというわけではないです。

ですから、3年間で自立するのが目的であるならば、この3年間何をやるっていうのを我々は見ていくけれども、ちゃんと自立に向けた計画を立

て、その通りに進めてくださいねという趣旨なので、これを踏まえて3年1セットということですから、単年度のその支払いを保証するのではなくて、毎年毎年審査、プレゼンテーションした上でお金を支払う。そういう趣旨ですので、誤解のないようにお願いします。

他に何かございますか。無いようですので案件2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。資料番号2の、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金の制度改正比較表たたき台をご覧ください。こちらの方ですけれども、前回検討会でいただいた意見を基に、制度改正に向けて検討した方が良いと思われる点を八つに分けて、改正に向けたたたき台を作成しました。

また、前回の検討会にて事務局にて調べる事項について、取りまとめたものが、資料番号3、4となっております。

これらの事項について、一つずつご議論をいただき、検討会としての結論を出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

ただいま、説明のありましたとおり、前回議論を踏まえて、事務局にて現制度からの改正に向けて、この検討会で議論し、決定していく事項を取りまとめてもらったものが、この資料番号2の資料となります。一つずつ議論し決定していきたいと思います。

まず、1つ目の「イベントの協力事業における併用について」を、事務局より説明を求めます。

事務局

資料番号2の項目1、イベントの協力事業における併用について説明いたします。改正に向けたたたき台としては併用可としています。検討内容欄を見ていただきたいと思いますのですが、別紙、資料番号3の解釈のとおりとございます。ここで資料番号3、イベントの協力事業における併用についてをご覧ください。

まず1、提案の主体についてですが、こちらは要綱より本文を抜粋しておりますが、第2条第1項第3号のところですが、補助対象事業の実施年度において、①提案主体の運営を公的機関または実質的に公的機関からの影響力が及ぶと見なされる団体が担っておらずという部分がございます。

この部分についての解釈ですが、団体事務局事務の移管が今年度で終了することにより、一定整理されることから、この記載内容で十分に対象団体が明確となる、また影響力が及ぶと見なされる団体については、市以外にも社会福祉協議会等が事務局を担っている団体も含まれる、次に上の本文の②を見ていただきたいのですが、提案主体の運営において、公的機関から独立し、自立的な運営がなされていること。こちら②の解釈についてですが、協力事業におけるイベントは、団体等の発意によって、団体等が開催するイベントであり、団体等が自立的に運営されていることが前提となる。本補助制度においても、地域課題の解決や地域活性化に向けて、協働で取り組む自主的、自立的で、公益性を有する事業を実施する団体等を対象としており、原文で十分に読み取れると考えられる。市の協力は、周知活動、会場の仮予約手続き、物品の貸出等で限定的であり、あくまで主体は団体等であるため、この協力によって、団体等の自立性が阻害されるとは考えにくいと考えました。

次に2ですが、補助対象事業について、こちらも要綱より抜粋しております。第3条第9号のところですが、補助対象事業の実施に際して、その主要な部分に公的機関が関与することで、自立的な事業の実施を阻害すると認められる事業。ただし公的機関の関与が限定的な場合を除く、と記載がございます。こちら①の解釈についてですが、市の協力は、周知活動、会場の仮予約手続き、物品の貸し出し等で限定的であり、あくまで主体は団体等であるため、この協力によって、団体等の実施する事業の自立性が阻害されるとは考えにくいと考えます。

よって資料2に戻っていただいて、検討内容のところですが、別紙の解釈のとおりイベントの協力事業における併用は可と考える。また、要綱上の文言の修正は不要と考える。そして、たたき台としては併用可としてお

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>ります。以上が説明となります。</p>   |
| <p>辻委員長</p>       | <p>はい、ありがとうございます。今ご説明いただきました、要綱の部分で<br/>ございますので、増田委員のほうからご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>私は、②の公的機関の関与が限定的な場合を除くという、限定的という<br/>部分が気になったのですけれども。</p>   |
| <p>増田委員</p>       | <p>四條畷市さんで定められている要綱ですから、こういう趣旨でやられて<br/>いるということであれば、私は特に違和感は無いかと思います。</p>  |
| <p>辻委員長</p>       | <p>ありがとうございます。そういうご意見をいただきましたが、皆さんそ<br/>ういう方向でよろしいでしょうか。文言も修正なしという認識で大丈夫で<br/>しょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは1、イベントの協力事業におけ<br/>る併用については原案どおりということをお願いします。</p> <p>それでは、次に申請回数の制限について、事務局のほうから説明をお願<br/>いします。</p> |
| <p>事務局</p>        | <p>それでは項目2、申請回数の制限について説明いたします。現制度では<br/>3回となっておりますが、たたき台としては、3回で変更なしとしていま<br/>す。</p> <p>検討内容としては、団体の自立性を阻害しないためにも、申請回数は現<br/>状の3回が妥当と考えるとしています。以上が説明となります。</p>   |
| <p>辻委員長</p>       | <p>ありがとうございます。申請回数の制限でございますが、皆さん意見は<br/>ありますでしょうか。</p>   |
| <p>施副委員<br/>長</p> | <p>もともと私が3回と意見を出して定着してきているので、3回が妥当と<br/>いう議論になっていると思います。</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 辻委員長  | <p>どんな事業もそうですが、民間においても3年実施して事業がどのような方向に向かっているかわかるので、一番妥当かなと思います。</p> <p>特にご意見が無ければ、申請回数の制限は3回ということで次に移らせていただきます。</p> <p>では、次に毎回、毎年度の審査について事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 事務局   | <p>それでは資料2の3番、毎回毎年度の審査について説明いたします。</p> <p>現制度ではありとなっておりますが、たたき台としては、ありで変更なしとしています。</p> <p>検討内容としては、近隣市の状況を見てもやはり毎回毎年度書類審査、プレゼンテーション審査を行っている状況であり、また、市の予算は単年度予算の原則が定められていること、補助金の透明性の確保や事業をアピールできるという観点から、毎年度審査を受ける必要があると考えております。以上が説明となります。</p>                                |
| 辻委員長  | <p>ありがとうございます。前年度の審査に関しては必要だと思いますが、先ほど申し上げたように、3年で自立するという事を考えれば、3年分の計画を一括して申請してもらうこともありかなと思います。そうしないと、単年度申請を続けた時に3年で事業を終わってしまっは意味がないので。3年後どのような形態になっているかを申請時に何かあったほうがいいかなと思います。その中で毎年毎年審査をして、進捗状況を確認したうえで、補助金を支払う。4年目には自立して活動をお願いしますねという仕組みにしないといけないのかなという気がします。皆さんどうでしょう。</p> |
| 施副委員長 | <p>後で議論する補助率の兼ね合いもあると思いますが、一律の2分の1、3年間ではなく、初年度はもっと多めに補助をして自立の観点から徐々に</p>   |



|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>低減していくことを視野に入れることを考えると、団体によっては、単年度だけ少額でいいよというような、事業提案の団体もあれば、2年で終わる予定の事業申請をする団体もあると思う。ただ、3年補助申請を継続して行う予定の団体には、3年間の事業計画を出してもらう条件を付けてもいいと思います。</p>                    |
| <p>辻委員長</p>  | <p>市民講座みたいな事業は、補助が無ければ事業が成り立たないと思う。会員の受講料もあるが、補助が無ければ、その事業は無くなってしまいうということも考える。市として継続してもらうのが望ましいとか、考えないといけない。そのあたりの仕分けは難しいと思う。</p>                                      |
| <p>施副委員長</p> | <p>福祉の事業などは、入ってくるお金が限られる事業は、3年間が終わってしまうと自立は難しいと思う。その点は、もう少し見極めていかないといけないと思う。</p>   |
| <p>上野委員</p>  | <p>ただ、この提案事業補助金の事業実施計画書があるが、今後の展開を書く欄もあるので、一定の計画について判断できるかなと考える。</p> <p>しかし、アンケートにもあったが、書類を作成するのが大変だという意見もあるので、新たな計画書を付けるのはどうかと考える。現状の事業実施計画書の内容を少し変更するのもいいかもしれない。</p> |
| <p>辻委員長</p>  | <p>申請書の内容も制度の仕組みも、自立を目的とするような申請と、単年度事業に対応した目的の申請書をそれぞれ作成するのもいいかもしれない。</p>  |
| <p>施副委員長</p> | <p>別の視点からいうと、全く新規で事業を提案したい団体にとっては、過去の実績が無いので3年計画を作成しても、うまくいくかどうかの懸念はあるが、新しいことにチャレンジしてほしいという気持ちもある。ただ、結果として継続しない場合もあるが、そこはそれでいいのではないか。</p>                              |

|      |  |
|------|--|
| 辻委員長 | <p>本来、自立的なことを求めているが、今このような事業をやりたいという団体もある。</p> <p>ただ、現状補助上限額は200万円であり、事業費は最大400万円の事業ができるが、かなり大きな事業になる。このような事業が果たして出来るかどうかは疑問がある。</p>   |
| 西尾委員 | <p>私としては、毎年の審査は必要であると思います。ただ、計画性を審査するという点について重きを置くことは必要であり、3年トータルで見るという視点は大事だと思う。</p>  |
| 辻委員長 | <p>3年間に向けた計画を申請に書いてもらい、3年の経過を見て判断するという方向で行きましょうか。</p>  |
| 増田委員 | <p>私も毎回、毎年度審査は必要と考えます。それと、今まとめていただいたように、基本的には自立性の項目を審査する中で、3年分の計画があればそれは審査の中で考慮されるべきことであり、3年分まとめて申請書を出さないとダメだなどと制度化するものではないと思います。</p>  |
| 辻委員長 | <p>ありがとうございます。それでは、この毎回毎年度の審査については行うということでいきましょう。</p> <p>それでは、次にプレゼンテーション審査について説明をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>それでは、項目4プレゼンテーション審査について説明いたします。</p> <p>現制度ではプレゼンテーションはありとなっていますがたたき台としてはありで、変更なしとしています。</p> <p>検討内容としては、補助金における透明性の観点から、公開でのプレゼンテーションは必要と考える。またプレゼンテーションを行うことで提案者は、事業内容を改めて整理することになりブラッシュアップされること</p> |

となる。

また、自立性の観点から、事業の継続を考えると、プレゼンテーションが苦手な人においては、話が上手な人を巻き込むということも大事になってくるので、そこまで負担に考えなくてもいいのではと考える。

議論事項としては、低額な申請についてのプレゼンテーションが必要かなどのご意見もありましたので、その点も踏まえてご検討いただけたらと思います。以上です。

辻委員長

はい、ありがとうございました。議論事項としては、低額であっても、審査が必要かというところが中心ということですが、この点に関してご意見等ございますか。

施副委員長

この点に関して2点あるのですけれども、まず1点目、在り方の準備段階からも何度か意見したのですけれども、高齢の方がプレゼンテーションされるのは、これですっと聞いていて、一生懸命されているのですが大変苦勞されていると思うこともあるし、パワーポイントでのプレゼンが慣れていないと感じるところが多いです。

今までやっていなかったような年代の方々にプレゼンをしていただくのは、僕はある意味、制度的にはするべきだと思うけれども、ご苦勞されるところは多いかなと感じます。

それで、補助金的にはちょっとこの仕組みが、何度か提案したのですけれども、プレゼンの少し前に、プレゼン発表をトレーニングするメンター的なそういうことが必要だと思うのですよね。

全然プレゼンをやったことがない方にいきなり、会場を設けてこうしてくださいというと、うまくいかない可能性は高いですよね。

ただ単にやってくださいというのではなく、それをうまくプレゼンできるように、我々審査員が手伝うとよくないので、別のプレゼンのやり方を勉強する場を設けると、すごく親切で大事なことだなと思っています。それでプレゼンが苦手な高齢者がね、プレゼンをしてくれる若者を巻き込ん

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>でいく、既存の団体において、運営者が高齢化して、若者の後継者ということも視野に入れてね、その地域活動に若者が入っていきやすい状況をこのプレゼンの場で、補助してもらえらるような、若者とマッチングしてあげられるような社会サービスが必要なんじゃないかなと思っています。地域活動の若返りのチャンスみたいなのがあると思うので、そのメンター機能ってというのは、ぜひ、この補助金のあり方の一次と二次の間にそういう場を作ってほしいなと前から思っています。</p> |
| <p>辻委員長</p>  | <p>今施副委員長の方から、こういう高齢者のためプレゼンテーションのトレーニングというようなことでご意見いただきましたけども、どうでしょうか。そこまでは難しいと思うのですが、ただ意図としてはこの高齢者の方は、プレゼンテーションが苦手で、おそらくこういう申請をされる方の多くは高齢者なので、低額な申請に関しては、何かこのような配慮が必要なのかなと、そういう趣旨と思うのですが。</p>                                    |
| <p>施副委員長</p> | <p>それとどうしても苦手な方は、市内の大学生や高校生と一緒にプレゼンしようとしてマッチングをしてあげるような、大学生や高校生も地域活動を体験できますよというような場があってもいいと思います。</p>   |
| <p>辻委員長</p>  | <p>マッチングの問題は難しいですね。</p>  |
| <p>施副委員長</p> | <p>既存の制度では難しいと思います。これは補助金の在り方ということとワンセットでやったらいいなと思う。</p>   |
| <p>辻委員長</p>  | <p>僕が思うのは、たとえばラジオ体操があって、自分たちでやっている。そういうラジオ体操するものは補助しなくてもいいのか、逆に補助したらいけないなと思っていて。低額というのをあまり対象にしなくていいのかなと。低額の方で申請された方は、お金の問題ではなくて、自分たちの行動を広く知っていただくことを目的にされていた。</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <p>施副委員<br/>長</p> | <p>僕が四條畷でもう一つ関わっているのが、JAPAN CHALLENGER AWARD ですが、ファイナルのプレゼンの前に中川さんがブラッシュアップされて、練習されている。やっている中で、プレゼンしようとしている代表者が難しいと思ったら、自分の周りのプレゼンできる人を連れてくるからね。そういう機会があるのは、市民活動を育てる観点からも大事だと思います。</p> <p>もう1点、プレゼンテーションに関して、コロナが収束して今後申請団体が増えてくると思うのですけれども、例えば、3年で初回はプレゼンしていただきますけれども、2年目3年目の審査は毎年絶対続けると思うのですが、審査イコールプレゼンかどうかというところですが、申請団体がどんどんどんどん増えてきたら、1日何十件もプレゼンしてもらってそれを審査するのは、とてもできなくなる。</p> <p>今後の話で2年目3年目の継続審査の団体に関しては、内容によってはプレゼンしなくても、書類審査は毎年するのですけれども、書類だけでも可か不可か検討するもの抱き合わせで考えてはどうかと思います。</p> <p>団体が少ないときには、皆さん練習で2年目3年目していただいていると思うのですけれども、今後団体が増えてきた対応も考えたほうがいいと思います。</p> |
| <p>辻委員長</p>       | <p>そうなったらそうなったときに考えたらいいと思いますけれども。</p> <p>この低額な申請に対してのプレゼンテーションが必要かというところですが、例えば申請金額5万円以下は書類審査のみということも含めて、何かご意見ありますか。</p> <p>金額の設定も含めて、上野委員どうですか。</p>  |
| <p>上野委員</p>       | <p>私も、当初は金額によってできる規定で、したい人はしたらいいと、したくない人はしたくないでいいかと思ってたんですけど、ただ、先ほどの募集件数がありまして一応予算見たら、上が順番に点数高い人というようにあったのですが、切るときにプレゼンテーションしない提案、する提案をど</p>  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>うするのかなと。片やして片やしてないという切り方がちょっと難しいなと。書類審査だけでとプレゼン審査したものと同等と考えていいかなと。本数増えてきたら考えないといけませんが。</p>   |
| <p>辻委員長</p>  | <p>申請5万円以下の場合で、おそらく200万近い申請金額よりも審査は緩いというのはおかしいですけども、審査は入れているので、そうするとプレゼンテーションしようがしまいが、基本的には大丈夫かなと。プレゼンテーションはあくまで自分たちの活動を市民に知ってもらおうというか、そういう趣旨だという気がする。もう書類審査でも齟齬はないと考えます。本当にその審査、プレゼンテーションやりたいという方は5万円以下でもやりますし。あえて低額の申請の場合は、プレゼンテーションを求めない。プレゼンテーションしたらダメだということではない。</p> |
| <p>上野委員</p>  | <p>書類審査で一定の件数を決めます。ただ、最終的にはプレゼンと当初の審査と、たして総合的に判断するのでしたか。</p>  |
| <p>事務局</p>   | <p>今は一次審査通って、二次審査はプレゼンテーションだけの点数という形ですね。</p>  |
| <p>上野委員</p>  | <p>そうすると書類審査だけで通る場合もあって、プレゼンテーションをして落ちる場合もある。その辺がどう整理するのかなと思うのですが。</p>  |
| <p>施副委員長</p> | <p>さっきの私の意見は、初年度はもう必ず少額であってもプレゼンテーションはする。2年目3年目の継続審査のときだけ、プレゼンは内容を省いてもいいかなと。</p>  |
| <p>上野委員</p>  | <p>そうじゃなくて、結局初年度で審査するとき、書類だけの点数と、プレゼンテーションの点数の関係性をどうするかの話です。5万円以下の場合で、書類審査で通ったのが同じ点数とするじゃないですか。プレゼンテー</p>   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>ションで落ちたらどう考えるのかという話です。</p>  |
| 施副委員長 | <p>私の意見は、初年度は必ずプレゼンテーションしていただく。3,000円のラジオ体操の方でも。やっぱり自分たちの活動をアピールしてもらおうという意味でプレゼンテーションはしていただきたいなと思います。</p>  |
| 上野委員  | <p>ただ、1回目の人と2回目の人と、例えば優劣をつけて、予算オーバーした、切らないといけない場合、ただ全体を見て、2回目のプレゼンしない人が、多く出てきた場合どうするのか。その辺のちゃんとした制度づくりが必要であり、今の状態だと混乱すると思います。手引きとかその辺は必要なのかなと。</p> |
| 辻委員長  | <p>去年の低額の申請って何件あったのですか。</p>  |
| 事務局   | <p>今年度事業は低額の申請はなかったです。最低でも40万円台が2件と200万円が1件の3件です。</p>  |
| 辻委員長  | <p>低額な申請はあまりなさそうですね。低額は初年度だけだったのですね。</p>   |
| 事務局   | <p>そうです。初年度だけです。</p>   |
| 上野委員  | <p>ラジオ体操は3,000円ですからね。</p>  |
| 西尾委員  | <p>去年初めて参加させていただきましたが、やっぱりプレゼンの上手い下手はあるのですが、金額の大小にかかわらず公平に審査しないと、というのはあるのですが、何が公平かで、さっき上野委員がおっしゃられた、基準というか、プレゼンやるところ、やらないところで公平な判断ができるのかなと。</p>    |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>辻委員長</p> | <p>今いただいた意見で、低額な申請でもプレゼンは必要ではないかというところですか。増田委員はいかがですか。</p>   |
| <p>増田委員</p> | <p>低額なものでもプレゼンしていただいたほうがいいのかと思います。低額な申請がいっぱい来なければ問題が生まれないので。そういう予想が立つのかなと思いますし、公平性もありますし。事務局の処理能力的に上限を設けなければ十分に時間が取れないという問題があるのであれば、書類審査の上位何位までプレゼンテーションに出場できるという制度というのも選択肢としてありかなと思います。</p>   |
| <p>辻委員長</p> | <p>当然、大勢は低額であってもプレゼンテーションが必要ということですが、僕は書類審査のみで行うのがベターだと思っていて、プレゼンだと言いかた次第で良いように見える。スライドの作り方がうまいとか、そんなことで左右される。基本的には書類審査をきちんとするほうが、公平かなと思う。能力のある人とない人と同じ土俵にするのが不公平かなと。ただ、大勢がこうなので、原案どおりでいいのかなと。ということで、プレゼンテーション審査は低額でも必要ということで行きましょう。</p> <p>次に項目5、補助対象経費における備品について説明をお願いします。</p>             |
| <p>事務局</p>  | <p>それでは項目5、補助対象経費における備品について説明いたします。現制度では不可となっておりますがたたき台としては、不可で変更なしとしております。</p> <p>検討内容については、備品についてニーズはあるものの、補助金での備品の購入に関しては、別紙、資料番号4とありますが、ここで、別紙の資料4をご覧ください。資料番号4の補助金における備品の取り扱いについてでございます。前回検討会にて備品においては用途が変われば返還という法律等もあるので、法令を調べた方がよいと、事務局に宿題をいただいた状況ですので、そちらについて調べた内容を説明させていただきます。</p> |



まず1番、市の所有する備品についてでございます。市の所有する物品は、こちら財産と規定されておりまして、地方公共団体の財産の管理について、常に良好の状態においてこれを管理し、その種の目的に応じて、最も効率的にこれを運用しなければならないと規定されています。次に補助金で備品を購入した際の財産の処分についてですが、まず(1)補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律でございます。こちらは国の補助金にかかる予算の執行に関する基本的事項を規定しているものでございますが、抜粋しておりますが第22条、補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、また担保に供してはならないというように規定されております。

次に、(2)四條畷市補助金等交付規則とございます。こちらは本市の補助金に係る基本的事項を規定しているものですが、その中で、財産の処分の制限とございます。第17条、補助事業者は、補助事業により、取得し、または、効用の増加した次の各号に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、また担保供してはならないと、規定されております。こちら、次の各号に掲げる財産をというのがどういう財産かと申しますと、その下の(1)不動産及びその従物、(2)機械及び重要な器具で市長が定めるもの、(3)その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認められるものとありまして、基本的には、交付の補助金で取得した財産、備品等も含めてですけれども、補助金の交付の目的に反して、使用したり譲渡したりということは難しいという形になっております。ただ、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間を経過した場合等はこの限りではないと、例えばこの省令に定められているもの、例えばパソコンとかその他電子機器ですと5年というのがあるのですが、そちらの期間を過ぎればその限りではないというように規定はされております。

次に3、公募型協働のまちづくり提案事業補助金における備品の取り扱いについてでございますが、本補助金にて、団体が提案する事業については、例えば1年で事業をやめた場合などは、購入した備品を返還、実質的には、備品に支出した補助金を返還するなどの対応が求められると考えられると整理しました。以上がこの資料の説明となり、次に資料2に戻っていただきたいのですが、先ほど口頭で言いました別紙のような要因や、事業が継続しない場合、当初の目的以外で利用されることも想定されること、また高額な備品等の場合、質疑が備品に対して集中してしまい、事業内容の良さや考え方の観点がなくなってしまうことが予想されることから、慎重にならざるをえないとしております。

議論事項として、補助金における備品の購入についてその後の管理面の課題が解決できるかなどの意見もありましたのでその点も踏まえて検討いただければと思います。以上が説明となります。

辻委員長

ありがとうございました。議論を始める前にお聞きしたいのが、そもそも四條畷市さんの備品の定義ですね。何をもちて備品としているのか教えていただけますか。

事務局

一部の他市では財務規則で、何万円以上は備品であるなど定義されている形になるのですが、本市ではちょっと明確に定義されていないというのが現状で、50万円以上が重要備品であるとか、そういった取り決めがあって、その辺は備品台帳みたいな形で管理はしていますけど、小さい備品とかについては消耗品とかもありますし、明確な基準というのは定めていないのが現状です。

辻委員長

消耗品とか備品は明確にしているのですか。

事務局

金額などで明確にはしていないのが現状です。

|      |   |
|------|---|
| 辻委員長 | あるとき消耗品、あるとき備品というのは、具体的にどのようなものがあるのですか。   |
| 事務局  | <p>難しいところですけど例えば、デジタル地図の電子版のCDなどは、2万円ぐらいするのですが、消耗品として取り扱っていますし、そのDVDプレーヤーも消耗品でいったりはしています。</p> <p>実務提言的に言われているのは、1年以上使用できるものが備品で、金額が10万円以下とかいう形ですね。ただ、そういうものでも長期使うやつは備品して取り扱っているなどしています。</p> |
| 辻委員長 | 例えば、1年以上使うもので、9,500円とかは備品じゃない。  |
| 事務局  | そういうものを1年以上使うもので10万円以下のものでも、例えばパソコンなどは備品として扱います。  |
| 辻委員長 | その辺を明確にしないと、審査の立場からすると、これは買っていい、買ってはいけないというのがあったらだめじゃないですか。   |
| 事務局  | 委員長がおっしゃられたとおり、もし対象にするのであれば、例えば一番わかりやすいのは金額であるとか、年数においては何年使うっていうのはわからないので、そこはもう減価償却の考えを参考にするなど、そういう形での規定は、もし対象にするのであれば必要になってくるのかなというように事務局としては思います。   |
| 辻委員長 | そうですね。年数は難しいけども、金額は決めやすいですね。どうでしょうね。生駒市ではどうですか。   |
| 上野委員 | 生駒市については金額で決まっています、消費税込みで2万円以上であれば備品。買いに行くときに1万円だから消耗品、2万円超えたら備品  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>になるので、備品で買ったならシールを貼って管理しています。何年かに1回確認をしている、そういう規定になっています。もし、四條畷市の現状であれば備品でも、これは消耗品とある程度大きいものでも買えてしまう。その辺は、より大きなものであればリースで対応できるので備品の購入は難しいと考えます。</p> |
| 辻委員長 | <p>この制度の話だけでなく、市全体に影響がありそうですね。西尾委員いかがでしょうか。たとえば2万円以上は備品というところを決められるのでしょうか。</p>   |
| 西尾委員 | <p>物品を購入するときは、基本的には備品に該当しないよう消耗品の範囲内で購入するというケースもあります。ただ、団体さんからしたら初年度に一番お金がかかるので、その辺が応援してあげたいなという気持ちがあるのですが、それをどう規定して、どう審査していくかというのが難しいと感じます。</p>       |
| 辻委員長 | <p>異常な額を初年度に入れてくるっていうのは、それは一目瞭然わかるのですが、参加人数に合わせてチェックできるのですが、その必要なものに対して備品だからダメというが、基準が曖昧になるのは申請側も混乱するのでは。</p>  |
| 西尾委員 | <p>実際後から返してくれと言われても実務的にも無理で。</p>   |
| 辻委員長 | <p>その中で、例えば申請の中で、ある方ではいけて次から駄目など、曖昧で進めていくのは後々トラブルにつながると考える。</p>  |
| 辻委員長 | <p>課としてそういう金額の上限を決めるのはどうなのですかね。</p>  |
| 西尾委員 | <p>基準がはっきりすればいいのかなとは思う。市全体の基準が無い中で、</p>  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>課として基準を作るとなるのは厳しいと考えます。</p>  |
| <p>辻委員長</p>  | <p>お金を出す以上、何か取り決めがないといけないと考えます。東大阪市さんはどうでしたか。</p>   |
| <p>事務局</p>   | <p>東大阪市さんについては、備品は認めており、事前にお問い合わせをさせていただきました。その中で、やはり何件か高額な備品を申請してくる団体さんがあって、やはり審査での質疑がそこに集中してしまったということです。ただ、東大阪市さんの場合は、運営費補助になりかねない備品は、認めないという形で運用していますので、あくまで事業に対して使う備品しか認めないという前提で運用されております。ただ、今年度事業において、20万円以上の備品を申請してきた団体があったのですが、結果としては、事業自体の審査は通ったのですが、その備品については認めなかったということでした。</p> <p>また、交野市とかは上限5万円で補助対象経費の四分の1以内との規定を定められております。</p> |
| <p>辻委員長</p>  | <p>どうでしょうね。購入できる備品というか消耗品を何万円くらいまでという基準を作るべきかどうかというところですかね。</p>   |
| <p>施副委員長</p> | <p>地域活動で、例えば高齢者や子どもとかの居場所づくりなどそういうのを地域でも集ったらいいなと思うのですが、その辺補助率の兼ね合いもあると思うのですが、交野市さんが補助金額の四分の一というのは僕いいなと思いますが、初年度に例えば古民家みたいなところをリノベーションして、まず居場所を作って当事者を集めて活動していく。初年度補助率高いほうが絶対いいし、そういう系統の市民活動の方がこの補助金を使っていったらいいかなという意味では、備品の問題が人件費に次ぐ大事な問題だと思います。</p> <p>蒲団太鼓さんの場合も、例えば太鼓は他の地域からレンタルだけれど</p>  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>も、オリジナルの飾り付けをしていた。これね、年に1回しか使わない備品で、色々つけると結構価格が高くなる。それを例えば初年度認めてあげるかあげないかっていう話ですよ。そういう活動は使ってほしいなと意味で真剣に考えていってもらいたい。</p>  |
| <p>辻委員長</p>  | <p>これはちょっと大きな金額で、地域の賛助費というか基本的にはやっぱり事業の運営に関わる経費で賄うべきと考えます。ただ、当然消耗品みたいなものもいるわけで、そこは認めるべきで、金額である一定の縛りを設ける中で認める。それは備品じゃない。備品じゃないから、1の議論の備品の購入についても問題じゃない。備品の購入は認めないけども、2万円以下のものは備品じゃないから認める。</p>   |
| <p>施副委員長</p> | <p>これね、我々が基準を決めて判断するべきと考えます。事務局が資料4で読んでいただいた、一番下のところの、本補助金にて、団体が提案する事業について、例えば1年で事業をやめた場合などは、購入した備品を返還、これはDIYなど古民家の内装工事をした場合などは、1年2年で事業をやめた場合それを返還することはできないから、それに相当する補助金額を返納する。その規定をちゃんとしてあげれば、四條畷市の補助金規程で、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要がある場合と認めるものということで、補助金の申請してきた団体に、こういう内容の備品を認めてくださいというのは、補助金額以内の話ですけども、それはもう特別市長が認めて、こういう状況であるから、途中で辞めたら金額を返還してくださいという規程のもとに、特別認めてあげたらどうですかね。</p> |
| <p>辻委員長</p>  | <p>なかなかそれも難しいと思います。蒲団太鼓の事業の場合も、多分この補助金だけですべて賄ってないと思います。地元からも支援があり、そのお金を回せばいい話であって、運営に係るお金は補助金でと、あくまで金額の大きいものは自分たちで、少額の場合は補助金からということで。そ</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>うすると取り扱いの問題を解決するし、還すということもないから。だからそれは僕らが金額を決めるのは難しいので、市の中で金額を何万円以下にするとかしたほうが無難かなと。こういう検討していただいたらどうかという気がします。西尾委員その辺どうでしょうか。</p>   |
| 西尾委員 | <p>そうですね、事業をやめたから後でお金返してくれって言うのはやっぱどうかと思います。仮にあった場合、返済なんかは。たとえば10万円です。</p>   |
| 辻委員長 | <p>そうではなく、私が言っているのは、2万円以下でこれ以上買いませんという縛りなど、そこを市として金額の設定を検討したほうがいいのかと考えます。</p>  |
| 西尾委員 | <p>難しいですけどね。事業でなんかやるためのものってことですよね。</p>   |
| 辻委員長 | <p>いやいや、そうじゃなくて、例えば、ボールペンとか、何かそういうものをこれは備品って言ったら、何かその消耗品だろうというようなことを備品とかそういう認識ではだめだろうということです。これは消耗するもので鉛筆だってそう、そういうものを備品とするのはどうかと。だからその区分けは難しいので、品目ごとにするのは難しいので、5万円や2万円とかはわからないけれども金額で、それ以下のものは買っていいですよというようなものをすれば問題ないかなと。そこで異常な数量の申請はチェックできるので必要だと思われるものに関しては、金額が低ければ購入を認めるのは大丈夫かなと。そういう趣旨で、市の方で金額が設定できるのだったらどうでしょう。</p> |
| 事務局  | <p>備品としては不可のままとして、消耗品の中に含めるような感じのものであれば大丈夫という形で、後は運用面でちょっとカバーしていくというようなイメージでしょうか。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 辻委員長  | 金額で決めたほうが話はスッキリする。  |
| 事務局   | 事業費関係は対象で、現状いくら以上は備品など金額が決まってないので、調整の中で電子機器とか、何千円以下の物とかの購入に関しては、消耗品として認めているのですが、今の運用を柔軟に解釈しながらやっていくような感じで。もちろん審査ありますので、その審査のとき等に疑義が生じた部分については、また皆さんにご議論いただくという部分も踏まえて判断していただきたいというような趣旨でよろしいですかね。 |
| 辻委員長  | 金額設定は難しいということですか。   |
| 事務局   | 備品と消耗品に関しては、内容によると考えます。   |
| 辻委員長  | いずれ決めておかなければいけないと思います。イレギュラーなものはその場で検討すればいいと考えます。例えば、パソコン本体を購入せず、部品ごとに購入するケースなどもできるかもしれませんが、イレギュラーなものはそんなにならないと思います。金額で決めたほうがわかりやすいかなと考えますので今後の検討課題かなと考えます。                                       |
| 施副委員長 | 我々の結論とすれば、運用面をできるだけ柔軟にするという前提で原案通りということですね。   |
| 辻委員長  | そうです。ただし、申請時に費目があったほうが審査しやすいかなというところですね。<br>続きまして、提案の主体ということで事務局より説明をお願いします。  |
| 事務局   | 資料2の項目6、提案の主体について説明いたします。現制度では、市内に事業所及び活動場所のある団体、または個人となっておりますが、た   |



|      |  |
|------|--|
|      | <p>たき台としては、市内に事業所及び活動場所のある団体としております。</p> <p>検討内容としては、事業においては自立性が重要となり、いかに協力者を巻き込んでいくかが重要となる。他市においては団体のみが対象となっており、これまでの審査の質疑においても、個人提案に対する組織化の質疑が多かったことから、個人での提案を見直す必要があるとご意見も等もありました。議論内容についてですが、団体にした場合、現状は2人でも、団体と取り扱うが、何人以上の団体などと制限を設けなくてよいか、としています。</p> <p>補足で説明いたしますと、今は3人以上の団体になりますと、申請時に、要綱では定めてないのですが、会則と名簿、あとは直近1年間の決算書の提出を求めています。ただ、2人以下の場合については、それはいいらないという形になっていまして、そういう現状も踏まえてご議論いただけたらと思います。</p> |
| 辻委員長 | <p>増田委員からご意見いただいた点ですけども、これに対して何かありますか。</p>   |
| 増田委員 | <p>何人以上かというところが大きな問題というより、おっしゃっていただいたように、規約があるとか、代表者の選定方法が定められているとか総会が開かれているとか、団体としての実質があるのかというところが、ポイントかなというように思います。</p>  |
| 辻委員長 | <p>団体のほうが将来的な継続性とかがあると思うのですが、個人だと継続性の部分で課題となってしまいます。ただ前提として、四條畷市の中で構成された団体があるのかがまず1つと、そういうときに団体でしよう意識されているところがあるのかというところですが、どうでしょうか。生駒市ではどうですか。</p>  |
| 上野委員 | <p>他市でも個人はなく、生駒市でも個人を認めていないとなっています。</p>  |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>そのあたりは、個人申請を排除するのですか、ということにもなりますが、なかなか1人では独善的にすぐに辞められる気もしますし、その点団体であれば、ある程度の抑止力みたいなものもあるのでいいかなと思います。その辺は事務局のたたき台どおりでいいかなと私は思います。</p>   |
| <p>辻委員長</p> | <p>たたき台としては、具体的に団体の人数については何かありますか。</p>  |
| <p>事務局</p>  | <p>第1回検討会の前に、近隣市の状況を調べた時に、団体の構成員数を決められている市もございましたし、決められていない市もあったということがわかりました。その点について、決められた方がいいのかどうかという点も踏まえて、第1回の資料をもとに、この議論の事項というのは作らせていただきました。定めてない市もございます。</p>   |
| <p>辻委員長</p> | <p>団体は、何人ぐらいとかご意見はございますか。</p>   |
| <p>増田委員</p> | <p>団体を人数という観点でみたことはないです。一般的にこのような事業を実施されるのは団体ですよね。</p>  |
| <p>辻委員長</p> | <p>人数に関しては、あえて定めない。団体ということですね、今の段階では。</p>   |
| <p>事務局</p>  | <p>現状は、2人以上を団体っていうことで想定はしていますが、規約を定めているとか、そういった話というところもあります。そもそもこの補助金の制度の趣旨からして、いろいろ地域活性化に向けてっていうところが主旨としてありますので、団体の位置付けについても、2人でいろいろ考えて提案される方もいらっしゃると思いますので、そういった方のいろいろなチャレンジっていうところも受けていけるようにするっていうことであれば、それも対象にするっていうのはいいのかなど、その辺を議論していただけたらと思います。</p> |

|       |   |
|-------|---|
| 施副委員長 | 任意団体とかボランティア団体は、結構規約とか皆さん作っておられるのですか。   |
| 事務局   | あるところもあればないところもありますけども。ただ、結構お金を扱うところなどは、きちり作られているというところがあります。   |
| 辻委員長  | それでは皆さん、たたき台の通り、団体ということでもいいですか。   |
| 施副委員長 | 団体ということは1人じゃなくて2人以上ということやね。   |
| 辻委員長  | それでは、次の補助率について説明をお願いします。  |
| 事務局   | <p>それでは次に2枚目にいっていただきまして、項目7補助率について説明いたします。現制度への補助率は補助対象経費の2分の1となっておりますが、たたき台としては案1、1回目100%、2回目75%、3回目50%。案2、1回目80%、2回目70%、3回目50%、案3が2分の1、50%と三つの案を出しております。検討内容としては補助率については、前回ご意見のありました通り現状の2分の1のままでも問題ないというご意見もあれば、徐々に逡減していくというご意見もございました。</p> <p>議論事項についてですが案1、2の場合、対象経費のかなりの額が補助されるが自立性という面から問題とならないか。2、補助金は当然ながら税金であり案1の初回が100%というのはどうか。3、補助上限金額と連動して検討する必要があるのではないかとしています。以上が説明となります。</p> |
| 辻委員長  | ありがとうございます。案1、案2、案3とありますが、ご意見はありますか。  |

|      |   |
|------|---|
| 増田委員 | 1回目100%を推す方はいなかったと思うのですが、逡減させていくか逡減させていかないかをまず議論できればいいのかなと思います。私は逡減してもいいと思います。                                    |
| 辻委員長 | ということは案2ということですか。   |
| 増田委員 | パーセンテージは議論の余地があると思うのですが、まずは逡減させるかどうか、いきなりパーセンテージを言い出すとまとまらないと思いますので、まずは減らしていくかどうかだけでも議論できたらと考えます。                 |
| 辻委員長 | 減らす場合はどうでしょう。50%切っても減らすなども感がられますが。  |
| 増田委員 | パーセンテージを言い出すと色々なご意見があると思うのですが、私はいいのかなと思います。   |
| 辻委員長 | 逡減させるのはいいと思うけど、50%を切るということは、現状でも50%あるので、それを切るということは厳しいかなと。  |
| 増田委員 | 私は最終的に50%を切ってもいいのかなと考えます。そもそも3年目の後は民間100%でやらないといけないので、3年目で50%超えてないといけないという考えに縛られなくてもよいと思いますので。私は50%を切ってもいいと思いますよ。 |
| 西尾委員 | 3年間平均が50%としたら、今までと何も変わらないかなと。   |
| 辻委員長 | 補助金額の上限にも関わってくると思います。補助金額と補助率はセットで考えないといけないのかなと。今、現状の補助上限金額が200万円とすると、400万円の事業がどんな事業か、まずそのイメージが必要か                |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>なという気はしますよね。果たしてできるのか。</p> <p>単に市のまちづくりの事業との関係ではなくて、事業的というか増田委員が今おっしゃった活動の継続性ではなくて、純粋な事業として。そういう意味でいくと、400万円の事業はどうかと思います。そこをもう少し検討する必要かと思います。</p> |
| 西尾委員  | 25事業あるなかで、100万円越えて4件しかなかったですね。   |
| 事務局   | 採択は2件あるのですが、コロナで中止になりました。  |
| 西尾委員  | 200万円申請した事業は、今まで全て不採択。収益事業に近いということで不採択になっているということです。200万円の事業が重なって市の予算を超えた場合は、補助できないところが出てくることも考えられます。  |
| 辻委員長  | これまでの申請金額を見ると、市の予算的にはまだ余裕があるのですよね。   |
| 西尾委員  | 他市に比べたらね、かなりの額と思います。   |
| 辻委員長  | 実際に市民の皆さんがこれから何かをしようというときに、実際に100万円、200万円の事業ができるかというところだと思います。そうすると、例えば補助金の上限を100万円、50%の補助率だったら200万円の事業でしょ。スタートアップで100%の100万円の補助額を見てあげてもいいのかなとも思います。 |
| 施副委員長 | この1案2案ですが、上限200万円と別で考えても、すごい金額だと感じます。案では100%、75%、50%と、80%、70%、50%とあって、事業費の3分の2くらいの補助ですよね。例えば、今計算して   |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>みて、平均で2分の1の補助にしようと思えば、1年目が100%だったら、2年目は30%、3年目は20%で平均50%になる。</p>  |
| <p>辻委員長</p>  | <p>それは厳しいですね。前回この提案をしたときには、補助金の上限を100万円にして、100%、75%、50%となるようにセットで考える。だから上限を下げると同時に、もうちょっと入ってきやすいような仕組みをつくる。それで順次、2年目3年目と補助率を下げることで、次の展開をご自身でできるような方策を準備してくださいというようなイメージです。</p> |
| <p>施副委員長</p> | <p>それだったら賛成です。ただそのうえで、1年目の100%というのは自立性の観点からどうかと思うので、第2案で上限100万円だったらいいかと思う。</p>   |
| <p>辻委員長</p>  | <p>だから一定程度、賛同した人を取り込む方が事業に真摯に取り組むかなと。そういう意味では70%でもいいかなと思います。</p>   |
| <p>西尾委員</p>  | <p>コロナが収束したら活動を再開される団体さんも増えてくると思います。</p>   |
| <p>施副委員長</p> | <p>もしそれだけ補助が出るのであれば、先ほどのプレゼンの話も、2年目、3年目もプレゼンがあったほうが良いと考える。</p>   |
| <p>西尾委員</p>  | <p>予算の総額が少し気になります。</p>   |
| <p>辻委員長</p>  | <p>今は予算というより制度的な議論、市民の方が問題解決するためにどうかというところを議論いただいていたきたい。</p> <p>私の方から提案を申し上げますと、上限を100万円にして、補助率は案2で80%、70%、50%というところです。新しいことを始めると</p>  |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>施副委員<br/>長<br/>増田委員</p> | <p>きに、50%補助ではハードルが高いと考えます。ハードルをもう少し低くしてあげて、その代わりに毎年毎年下げることで、自立する準備をお願いします、というのが趣旨です。あと補助金額については、他市に比べて200万円というのは大きいと思います。他市に比べてというよりも、事業として大きいのではないかなというのが一番の印象です。</p> <p>よほどの実績、組織体系を持っている団体ではないと無理ですよ。</p> <p>私も上限100万円でもいいかなと思います。ただ、80%、70%、50%とやってきたものが、4年目からいきなり独立してくださいというのも疑問を感じるので、補助率はもうちょっと低く60%、50%、40%とかでもいいと思います。</p> |
| <p>辻委員長</p>                | <p>今、増田委員から60%、50%、40%というご意見ありましたけども。</p>   |
| <p>上野委員</p>                | <p>スタートアップ補助と、あとは持続性という観点から、年々減っていくのは全然問題ないと思いますが、増田委員がおっしゃったように、いきなり50%から0%になるというのも、事業継続できるのかと思います。上限でいえば100万円、例えばピンクリボンさんで82万円、事業でいえば164万円になります。これの8割というと130万円くらいになり、6割だと100万円くらいになります。その辺が妥当ではないかなと感じます。上限の100万円はいいですけど、率が難しいですね。</p>  |
| <p>辻委員長</p>                | <p>間をとって70%というのはどうでしょう。</p>   |
| <p>増田委員</p>                | <p>予算との兼ね合いも含めて考えないといけないと思います。50%、40%、30%でも違和感はないですし、予算と申請数の兼ね合いかと思えますから、あとはどこかで決めないといけません。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | アンケートでは補助率はもう少し高いという意見もございました。  |
| 上野委員  | より多くの人に参加してもらおうと思うと、補助率を上げておいたほうが集まるかなと思います。  |
| 辻委員長  | 最初のスタートアップというか、やってみようという人たちを補助するのも大事じゃないかなと思います。そういう人たちには補助率を上げてあげたほうがいいのでは。  |
| 施副委員長 | そういう意味では、やはり100%はやりすぎなので、1年目は80%でいいかなと思います。   |
| 辻委員長  | 営利事業であれば50%でもいいかなと思いますが、この方たちはボランティアでやられているので、補助率については80%、70%、50%がいいかなと考えます。  |
| 施副委員長 | 僕は1年目から事業をしながら市民、ボランティアの方を巻き込んでいて、2年3年とその比率を上げていき自立していくということなので、事業を始める前から60%、50%だったら、やはり大変だと思います。そういう意味では1年目80%で賛成です。 |
| 辻委員長  | 例えば蒲団太鼓を実施するとき、最初は町会の賛同者が少ないと思いますし協賛金も少ないと思います。でも1回できたら、賛同者も増えて段々自立していくというイメージです。                                     |
| 施副委員長 | 残りの20%は団体の自己資金で賄える。そういうサポートだったら無理なく始めようかという人が出てくると思う。   |



|       |   |
|-------|---|
| 西尾委員  | <p>そうですね。立ち上げのときにちゃんと応援してあげて、団体を運営していく中で、会計をどうしたらいいのかとか、法的な面どうしたらいいのかなど、いろんな相談はいつでも対応するので、その中で資金調達や協賛企業などを集めて1回見てもらったらい事業だなというサイクルができたら、補助率を下げていって頑張っていってもらえればいいと思います。</p>                    |
| 辻委員長  | <p>そうでしたらどうでしょう。補助率については案2、補助金額の上限は案3の100万円、ということでよろしいでしょうか。</p>  |
| 増田委員  | <p>私は補助率については反対ですが、補助金額の上限については賛成です。</p>  |
| 辻委員長  | <p>今ご意見が出ましたけども、補助率については大勢が案2ですのでよろしくをお願いします。</p>   |
| 西尾委員  | <p>役所的な発想で申し訳ないのですが、補助率については案2ということですが、今まで2分の1だったのですが、案2でいくと同じ事業をされると仮定したら、多分補助金額の総額は増えることになります。100万円の事業を3年間されたときには、今までの制度であれば毎年50万円で総額150万円になるのですが、案2でいくと80万円、70万円、50万円になって総額200万円になります。</p> |
| 施副委員長 | <p>平均3分の2の補助になりますね。</p>   |
| 西尾委員  | <p>そうですね、予算としたら増えるのですが、今後新しい制度で予算要求をして財政査定していく中で、制度変わったからこれだけ必要なのだというのが確約できるのか。</p>   |
| 事務局   | <p>そこは今、200万円の100万円で、100万円、100万円、10</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>0万円の300万円になります。実績が80万になりますと、上限でいくと財政で今いただいている分は200万円が上限になりますので、200万円、200万円、200万円あります。今回は補助金額の上限が100万円なので、補助事業費が100万円で80%の補助がなされると、補助金自体が80万円なるかなというように今ご議論された内容を聞いているのですが、200万円が80万円に下がるということになると思います。今まで200万円までは支出する予算として補助制度をやっていましたけど、今回見直しすることによって100万円の補助事業で80%なので80万円になりますので、1事業につき120万円予算下がることになります。</p> |
| 上野委員 | <p>補助金額の上限は100万円ではないのですか。</p>  |
| 事務局  | <p>補助事業の80%で100万円ですか。</p>  |
| 西尾委員 | <p>100万円を超えた場合は100万円が上限になると思うのですが。</p>   |
| 上野委員 | <p>事業総額については上限が下がったから下がると思います。</p>   |
| 西尾委員 | <p>補助金額は100万円、100万円、100万円いけるということですか。</p>  |
| 辻委員長 | <p>補助率は80%、70%、50%と徐々に下がっていくので、補助金額の上限としては初年度80万円、2年目70万円、3年目50万円。</p>   |
| 上野委員 | <p>しかし、事業費が大きくなる可能性がありますので、補助金額は100万円、100万円、100万円はありえますよね。</p>   |
| 事務局  | <p>翌年度以降の事業費が上がっていけばずっと100万円もあり得るとの</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | 理解でいいですか。   |
| 辻委員長 | いや、そうではなくて2年目は100万円のうちの70%とのことですが。  |
| 事務局  | 補助対象事業費が例えば1000万円の場合は、補助金額の上限である100万円、100万円、100万円ですか。   |
| 辻委員長 | 毎年100万円の事業をずっとする場合ですが、事業を実施するときに初年度は80%だから80万円、あとの20万円は団体側で用意する。2年目は70%だから70万円。3年度は50%なので50万円という趣旨です。4年目からは事業費の100万円をすべて自己資金ということになります。   |
| 事務局  | そうしましたら補助対象経費の上限が100万円で、補助金額の上限は80万円というイメージでよろしいですか。補助金の上限金額は80万円ということですね。例えば200万円の事業であれば、上限が無ければ80%で160万円の補助金になると思うのですが、上限の100万円の補助金になり、2年目も200万円の事業でしたら70%の140万になりますが、上限の100万の補助金となり、3年目も事業費が200万円だったら、50%の100万円になり補助上限金額の100万円で、3年間100万円もらえるということではないのですか。 |
| 増田委員 | 今おっしゃっていただいたつもりでいました。   |
| 辻委員長 | 私としては、補助金額を年々下げていくという趣旨なのですが。   |
| 西尾委員 | 大きい事業でしたら、上限金額によって制限され、同じ金額になってしまいます。事業費が小さかったら、委員長のおっしゃられたとおりがっ  |

|       |  |
|-------|--|
|       | ていくと思うのですが。  |
| 辻委員長  | そのような大きな事業が提案される可能性は低いと思います。例えば事業費が200万円の場合、補助金額の上限が100万円になってしまうので、その場合おかしくなると考えます。                          |
| 事務局   | 補助対象事業費のうち、補助上限金額を超えてしまった部分については自己資金になると思うのですが。  |
| 辻委員長  | 私の中では、初年度の上限補助率は80万円ということです。   |
| 事務局   | 補助事業費の上限が100万円ということでしょうか。  |
| 施副委員長 | 今まで総事業費の上限が400万円、補助金額の上限が200万円ということですからね。今の辻委員長の意見でいくのであれば、総事業の上限を200万円までということで、実質の補助率は下がっていくけれども。           |
| 増田委員  | 参加者が増えれば補助対象経費が増えますし、それを否定するのはおかしいと考えます。委員長のおっしゃられるようにしようとしても、前年度の交付額の何%を次の年の交付上限にするというような形にしないと難しいと思います。    |
| 辻委員長  | イメージとしては、この補助金のパーセンテージの額を減らしていく感じですか。事業が拡大していたら、あとは自分たちで考えていただけたらいいかなと。この事業に対するパーセンテージは、次回の委員会で宿題にしてもらいましょう。 |
| 西尾委員  | 何パターンかシミュレーションしてもらったらいいと思います。  |

|      |   |
|------|---|
| 辻委員長 | <p>万遍なく貴重なお金を有効に使えるかというところと、その参加した人たちが、いかに次の事業へ継続的に発展できるかということが、趣旨なので、その観点で、どのような補助にしたほうがいいのかをまとめていきましょう。</p>   |
| 事務局  | <p>補助対象事業費があつて、補助率があつて、何パターンかでシミュレーションした資料を作っておくみたいなそんなイメージですね。</p>   |
| 辻委員長 | <p>時間が迫ってきましたので、そしたら、以上でよろしいですかね。</p>   |
| 事務局  | <p>次回については、いろいろ日程調整にご協力いただきありがとうございました。次回は8月5日金曜日の10時から12時で、場所はこちらミーティングルームとなっております。次回までに、今回たたき台で議論いただいた内容を整理することと、改正に向けた最終案等を作成して、答申に繋がるように、資料作成していきたいと思います。また、議事録についても作成次第、確認依頼を追って行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます、ありがとうございました。</p> |

※辻委員の「辻」の表記は、正しくはしんにようの「、」がひとつですが、表記の関係上「辻」としてあります。